

『九院仏閣抄』のなかの阿古屋の松

佐藤 三男

能(阿古屋の松)は、都の貴族であった藤原実方(ワキ)が陸奥国に下り、里の樵の老人(シテ、塩釜明神の化身)の案内で歌枕である阿古屋の松へと向かう夢幻能である。『申楽談儀』では、「西行・阿古屋の松、大かた似たる能也。後の世、かかる能書く者や有るまじきと覚へて、此二番は書き置く也」と語

つており、世阿弥の作と考えられる。世阿弥自筆能本にも収められているが、早くに廃曲となっていた。しかし、二〇一二年四月には、復曲能の初演もなされている。

このワキ(実方)とシテ(里の老人)の出会い、阿古屋の松の在り処をめぐり、横柄な実方と骨のある老人とのややユーモラスな展開となつて、前場での一つの見せ場である。三段では、「阿古屋の松の在所はいづくぞ」と尋ねるワキに、老人は「知らで候」と答える。ワキは「陸奥の阿古屋の松とこそ古き歌道にも見」えるのに「汝は卑しき者なれば歌道

申さん。そして、謂れを語る四段の(問答)へ続く。(能の詞章は、日本古典文学大系『謡曲集 上』岩波書店)

シテ そもそも日本国は、昔は三十三箇国にて候ひけるとのう

ワキ 中頃より六十六箇国には分かつたれ

シテ さればこそ、三十三箇国にてありし時は、出羽陸奥の国は一国なれば、ただ陸奥の国ばかりにて、出羽の国はなかりしよな

ワキ 六十六箇国に分かつたれし時

シテ 阿古屋の松の在所をば、出羽の國中へ分かつたれば、それより後は陸奥の、阿古屋の松とは申さぬ

ワキ げにげに聞けば謂はれたり、さては阿古屋の松の在所、昔は陸奥の

シテ 今分かつて出羽の国の、阿古屋の松にてあるべければ、

ワキ 昔は当国、当時は出羽の

地(下げ歌) 阿古屋の松と申さんは、よも僻事は候はじ、……

この阿古屋の松の所在地をめぐる説話は、『古事談』、『平家物語』、『源平盛衰記』などにもあることは知られているが、比叡山・延暦寺の古い記録『九院仏閣抄』のなかにも存在するのは大変興味深い。以下、手短かに紹介してみたい。

『九院仏閣抄』とは、比叡山に伝わる口伝や古文書、故実の類をまとめる記家と呼ばれる学僧たちの手になる書物の一つである。いま『群書類従』本によれば、表題の下に「山家要略抄口受」とあるように、記家の代表的な書物と言われる『山家要略記』をもとに、果鎮が元亨四年(一三二四)に口述したものを、永徳三年(一三八三)に書写したものである。

このなかの「當山九院定事」という一節に、阿古屋の松の実方説話が登場するのである。この節の前半は漢文体で、まず「三寶輔行記に云く。九方の佛力を念じ、百王の聖運を祈る」として、「止観院、定心院、摠持院、四王院、戒壇院、八部院、山王院、西塔院、浄土院」の九院を挙げる。続けて、「口決に云く。伝教大師の御代、九院十六院同じく之を置く。而るに、慈覚大師の御代、殊に九院を崇重す。九方は九院也」とし、さらに「法花長講」の九方に関する記事などを引く。

こうして九院が特別に「崇重」されることを説いたうえで、後半は、なぜその九院の中に西塔院が入るのかについての注記で、カナ混じりの和漢混交の文章が一字下げて付されている。ここに原文のまま引いておく。

貞観四年歳次壬午三月廿一日入唐大乘抄

九院者。表金剛界九會也。若爾バ東塔院内ニ社九院有ベケレ何トテ西塔院ヘハ入耶ト云不審可レ在之歟。然而貞觀四年分三塔一時西塔分域ニ入也。例證物語有り。實方中將。行成ト殿上口論ヲシテ。行成ノ冠ヲ打落タリケル科ニ依テ奥州ヘ被レ流時。阿古屋松ヲ見トテ一國ヲ尋ニ。都テ無リケルニ。或老翁尋レ之。件翁ワラヒテ申ケルハ。是ハミチノクノアコヤノ松ニコガクレテ出ベキ月ノ出モヤラヌハト云本歌ニテ。御尋候歟ト申。爾時以ニ其旨一尋ト被レ仰タリケレバ。其ハ出羽國ニ候ト申キ。仍出羽國ヘ行キ。終ニ是ヲ求得タリ。奥州出羽ハ一國ニテ有リシ也。

この部分は、比叡山全体を天台密教の曼荼羅世界の三部（金剛界、胎藏界、蘇悉地）とみなす古くからの考えが前提になっている。例えば、鎌倉時代の比叡山の巡礼記（『比叡山靈所巡礼記』など）によると、比叡山は、東塔が金剛界、西塔が胎藏界、横川が蘇悉地の三つ（三塔）に区分され、それぞれ曼荼羅の各部を表象するとされていたことが分る。

円仁（慈覚大師、第三世天台座主）に仮託して、「九院は金剛界九會を表わす」と言われてきたとあるのは、「當山九院定事」の前半に列記された九つの堂舎が金剛界曼荼羅（『金剛頂經』の説に基づいて諸仏を配置し、九つの区画に分け図示したもの）の「九會」を表わすという意味である。先に示したように、東塔分域が金剛界を表象するというならば、なぜ西塔院が九院のなかに入るのか。こ

ういう不審にたいする回答が、この注記なのである。

この注記では『貞觀四年（八六二年）に三塔に分けて以来、西塔院が西塔分域に入ったのだ』と答え、「例証物語有り」として阿古屋の松の説話が語られている。地元の翁が陸奥の阿古屋の松とは「奥州出羽は一國」の時の言い方で、出羽の国が分かれた後は「出羽國に候」と、実方に示したという。この説話を例証に、比叡山が三塔に区分される前は、西塔院をふくめ九院は一体となつて「金剛界九會」を構成していたことになら疑いはないことが説明されている。

このように比叡山の古記録にも阿古屋の松の実方説話が出てくること、しかも、この説話が、地域の区分けに係る例え話として使われている点が注目される。

この点について、同じく阿古屋の松の実方説話を収める『古事談』（二ノ七一）、『平家物語』覚一本（巻第二、阿古屋之松）、『源平盛衰記』（巻第七、日本国広狭）を一覧しておこう。

『古事談』の場合、歌枕（陸奥の阿古屋の松）にからんだ出羽・陸奥の区分のことが問題で、実方と地元の老翁との問答で完結している。いわば、東国の「なぞなぞ」めいた話という域を出るものではない。

『平家物語』や『源平盛衰記』の場合は、かなり様相を異にする。両書とも、例の鹿ヶ谷事件で平家側に捕らえられた藤原成親、成経親子が備前と備中に留置されている場面で登場する（以下、『平家物語』覚一本を例とする）。

成経は、備前から成親のいる備前までの距離はどのくらいかを知ろうとして、まず「日本は昔三十三ヶ国にてありけるを、中比六十六ヶ国に分けられたんなり」と、国の区分けの変化を確認する。そして、阿古屋の松の説話で実方が、陸奥・出羽が一國の時と分かれた時の違いを教えられ、阿古屋の松を見つけることができた、その例えから「備前、備中、備後も、もとは一國にてありける」と考え、国の区分けが変更したからといって、備前から備前までの距離は遠いはずはない、「西三日にはよもすぎじ」と成経は確信するのである。

一方、『九院仏閣抄』の場合は、この説話が、比叡山の中の寺院という限られた地域の区分けに関する事の例え話として使われているのが面白い。つまり、阿古屋の松の説話は、国の区分けであれ、寺院内における区分けであれ、区分けの例え話には決まって使われるようになっていたことがあったのではないかと、窺わせる。

初めにも見た（阿古屋の松）の前場では、現代の者からすると、「くだい」感じがするくらい、「昔は陸奥、当時は出羽」「昔は陸奥の国の内」「今は分かちて出羽の国」など、区分けの中身が繰り返し、語られる。何か、区分けに係る面白い「なぞなぞ」でも楽しむような雰囲気もある。それも、中世の寺院関係の記録にもわざわざ引かれるほど、この例え話がひんばんに使われ、広がっていたことと関係しているのではないだろうか。

（法政大学大学院生）